

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名           | 課名       | 事業の目的                                                               | 事業の概要                                                                                                                                                             | 成果                                                                                                                                                                                      |
|------|------|-----------------|----------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 34   | 地域を支える人材づくり     | 市民部市民活動課 | 市民と行政との意思疎通を図り、地域コミュニティ活動の活性化を目指す。                                  | 市長・区長サミット及び地区リーダー勉強会を実施する。                                                                                                                                        | ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市長・区長サミット及び地区リーダー勉強会は中止になった。                                                                                                                                      |
| 2    | 36   | 文化芸術が身近にある環境づくり | 市民部文化芸術課 | 地域における異文化理解と多文化共生社会の促進に向けて、文化芸術を通じた市民の相互理解を促進する。                    | 芸術家が滞在し作品を作る「アーティスト・イン・レジデンス」を積極的に誘致し、市民がアートに触れる機会を増加させる。                                                                                                         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、主催者と協議のうえ事業を中止した。                                                                                                                                              |
| 3    | 136  | 戸籍事務            | 市民部市民窓口課 | 戸籍届出の受理とそれに基づく戸籍の記録により、その戸籍関係証明書の交付をもって、国民の親族的な身分関係を登録公証することを目的とする。 | 戸籍届出の受理、戸籍の記載事務<br>関連市町村への通知業務、関連する人口動態統計事務、相続税法第58条事務の実施<br>戸籍関係証明書の交付<br>身上調査照会に関すること<br>犯歴関連業務                                                                 | 戸籍事務を円滑に処理実行できた。<br>渉外戸籍届について、複雑かつ高度な専門知識を要するケースが多数あり、柔軟に対応を実施した。<br>社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、戸籍附票システム改修等を計画どおり執行した。                                                                     |
| 4    | 137  | 住民基本台帳事務        | 市民部市民窓口課 | 住民が行政サービスを受けるための基礎となる情報を適正に管理し、居住関係を公証する。                           | 転入、転出、転居等の住民異動届を受理し、住民基本台帳を整える。<br>届出の待ち時間の短縮や窓口の混雑を緩和するため、自宅にしながら届出が可能となるなど、行政手続の電子化を進める。                                                                        | 住民異動業務研修を実施し、担当係以外の職員・会計年度任用職員が実務能力の向上に成果があった。<br>「書かない・待たない・行かないデジタル窓口の推進」事業に関する、公募型プロポーザルによる事業者選定の実施及びスマホを利用して、自宅にしながら転出届が申請できる「スマート申請」の運用を開始。<br>市民の利便性向上と窓口の混雑緩和し、行政手続のデジタル化を推進できた。 |
| 5    | 138  | マイナンバーカード事務     | 市民部市民窓口課 | 市民の利便性向上と行政手続のデジタル化の推進のため、マイナンバーカードの普及促進を図る。                        | マイナンバーカードの窓口での写真撮影などの申請補助、月に1度日曜の申請補助受付、土日窓口でのマイナンバーカード交付など、市民の申請等の負担軽減を図ることにより普及を進める。<br>コンビニでの証明書交付、マイナポイントのキャッシュレス決済利用、健康保険証との一体化などの事業について、関係課等と連携を密にして施策を進める。 | マイナンバーカード交付件数の急増に対応するため、交付業務を休日対応窓口へ移設、統合端末の増設及び人材派遣による対応等により、大幅に交付実績の向上が図れた。（交付件数約33,000件：R3.3末現在）・統合端末4台増設、発券機改修、休日対応窓口隣に臨時交付窓口設置                                                     |
| 6    | 139  | 証明交付等事務         | 市民部市民窓口課 | 各種証明書の交付により、住民の居住関係等を公証するとともに、住民の利便性を増進し、行政事務の合理化に資する。              | 住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍謄抄本等証明書の交付事務及び臨時運行許可証の発行<br>木曜日延長窓口、土日窓口開庁業務<br>住民票の写し、印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービス                                                                        | 「スマホを利用した住民票交付のオンライン申請」の実績は、住民票4件/月。                                                                                                                                                    |
| 7    | 140  | 窓口センター事務        | 市民部市民窓口課 | 地域住民の身近な行政機関として、多種多様な行政サービスを行う。                                     | ・戸籍、住民基本台帳及び税等の各種証明書交付手続<br>・市税等の収納、本庁各担当課への取次ぎ。                                                                                                                  | 地域住民の身近な行政機関の窓口として、幅広い行政サービスを行い、丁寧で正確な事務処理を行うことにより、市民の利便性向上に寄与できた。                                                                                                                      |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名       | 課名       | 事業の目的                                                | 事業の概要                                                                                                                                                         | 成果                                                                                                                              |
|------|------|-------------|----------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8    | 141  | 出張所事務       | 市民部市民窓口課 | 地域住民の身近な行政機関として、多種多様な行政サービスを行う。                      | ・市内5か所の地域交流センターに出張所を設置し、諸証明の交付を行う。<br>・市民窓口課との間で連絡を取りながら、住民票、戸籍等抄本及び印鑑登録証明書等を交付する。                                                                            | 戸籍関係証明書884件<br>住基関係証明書3,807件<br>印鑑登録証明書3,201件<br>その他の証明書38件                                                                     |
| 9    | 143  | 住居表示事務事業    | 市民部市民窓口課 | 住所の表示の複雑さを緩和させ、日常生活の利便性を高める。                         | 街区案内板の維持管理を実施する。<br>住所の表示の変更証明書の交付を行う。                                                                                                                        | 街区案内板の清掃を通して、腐食部分や破損等で倒壊の恐れがないことを確認した。<br>「住所の表示の変更証明書」の交付により、住民の各種変更手続に寄与した。                                                   |
| 10   | 144  | 旅券（パスポート）事務 | 市民部市民窓口課 | 旅券法に基づき、パスポート（一般旅券）の発給申請等の受付及び交付を行うことにより、市民の利便性を高める。 | 発給申請、変更申請、増補申請、紛失届等を受付・審査し、茨城県に送付するとともに、作成されたパスポートを交付する。                                                                                                      | コロナウィルスの影響で、申請件数が減少したため担当職員が5名から3名体制になったが、前任者と連携・協力し、サービスを低下させなかった。                                                             |
| 11   | 145  | 地区相談事務      | 市民部地区相談課 | 地域の課題や意見・要望に対し、市民との相互理解と信頼関係を深め、地域の振興を図る。            | 地区相談課及び6地区の相談センターは、地区の振興に係る市民の要望、意見を受け、関係部署と連携・協力し、問題解決に向け業務にあたる。積極的に地域に出向き、市民から聞き取りを行い、地域の抱える問題等の把握に努める。<br>地区相談課及び相談センターは、情報共有及び問題解決に向けて定期的に会議を開催する。        | 市民からの要望・意見に、関係部署と連携・協力し、課題の解決に向けて業務にあたることができた。                                                                                  |
| 12   | 146  | 花と緑の美化活動事業  | 市民部市民活動課 | まちの環境美化意識を高めるとともに地域のコミュニティの活性化を図る。                   | センター広場やTX駅前などの公共的な空間を季節の花で飾るとともに、花壇を維持管理することで市内の環境美化を行い、来訪者への歓迎の気持ちを発信する。<br>センター地区において参加者を募り、春と秋の2回、花苗の植栽を行う。ウェルカムフラワー参加市民団体等への花苗配布を春と秋に行い、各地区の公共的な場所に植栽を行う。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「ウェルカムフラワーつくば地区花壇づくり」イベントは中止となったが、3密を避けながら「ウェルカムフラワー花苗配布」事業が実施できたことで、市民活動による環境美化意識の向上とともに、市民活動をPRすることができた。 |
| 13   | 147  | コミュニティ助成事業  | 市民部市民活動課 | 地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る。                                | （一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ組織に必要な備品の整備に対して助成を行う。<br>申請はつくば市・茨城県経由で行われ、補助金はコミュニティ組織2団体を上限に交付される。市から事業申請できるコミュニティ組織は市内の区会とし、抽選によって2区会を決定する。             | 250万円の助成金交付により、横町区会に神興等が整備され、地域コミュニティの支援ができた。                                                                                   |
| 14   | 149  | 人権擁護事業      | 市民部市民活動課 | 人権尊重思想の普及拡大を図る。市民の人権を守り差別のない明るい社会の実現を目指す。            | 6月と12月に各2日間特設人権相談所を市役所内に開設する。<br>年間を通じて、いじめや差別などの人権問題解消に向け啓発活動を実施する。<br>人権擁護委員が講師となり、小中学生を対象に人権教室を実施する。<br>人権啓発イベント（講演会等）を実施する。                               | 人権啓発イベントは、インターネット上での誹謗中傷による人権侵害をテーマに講演会を実施し、ネット上での言葉の責任など広く啓発することができた。<br>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人権擁護事業（人権教室・特設人権相談等）は中止になった。    |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名             | 課名       | 事業の目的                                                                                    | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                  | 成果                                                                                                                                                     |
|------|------|-------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15   | 150  | 更生保護事業            | 市民部市民活動課 | 罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪の未然防止や青少年の健全育成に努め、犯罪や非行のない明るい社会づくりを目指す。                            | つくば市の保護司とつくば市更生保護女性会で構成されるつくば市更生保護連合会の活動を支援する。<br>つくば地区更生保護サポートセンターの運営を支援する。<br>「社会を明るくする運動つくば市大会」を開催し、更生保護に関する啓発キャンペーン及び講演会を実施する。                                                                                                                                     | 保護司会及び更生保護女性会が行っている、罪を犯してしまった人の立ち直りの援助や、犯罪予防のための様々な活動について支援ができた。<br>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「社会を明るくする運動つくば市大会」は中止になった。                                   |
| 16   | 151  | 非核平和都市宣言事業        | 市民部市民活動課 | 非核平和に関する啓発事業等を通じ、市民の平和擁護に対する意識の醸成及び高揚を図る。                                                | 平和体験教室：市内小学5、6年生を対象に埼玉ピースミュージアムを見学して平和について学習する。<br>また、実施後は学習した内容についてパネルを作成し、市民文化祭で展示する。<br>青少年ピースフォーラム派遣事業：長崎市で毎年行われ、青少年ピースフォーラムに市内中学生6名を平和大使として派遣する。                                                                                                                  | 「平和パネル展」で、つくば市非核平和宣言に基づいた啓発事業の歩みについて広く市民に報告するとともに、多くの写真パネルを展示し、視覚的に訴える展示方法に変更したことで、より多世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えることができた。                                      |
| 17   | 152  | 区会活動振興事業          | 市民部市民活動課 | 地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域の活性化を図る。                                                           | 区会に対して行政文書の配布回覧を委託し、行政情報を周知する。<br>区会活動の紹介や加入促進活動などで日頃から助けあえる地域コミュニティの大切さを啓発する。<br>区会から申請を受け地区集会所建築等補助金交付要綱に基づき、集会所の新築・増改築・修繕に対し補助を行う。<br>老朽化した案内板を撤去する。<br>※行政改革アクションプラン「66区会活動の振興」該当事業                                                                                | 電子回覧の実証実験を12区会で実施した。紙回覧では、市から届く回覧文書を受け取る担当者（区長・役員・班長等）に負担が集中していたが、電子回覧にすることで、その負担を軽減することができた。<br>また、地区集会所の建築等補助金については、新築1件及び修繕34件の補助金を交付し、区会活動の支援ができた。 |
| 18   | 155  | 市民チャレンジへの支援       | 市民部市民活動課 | チャレンジの連鎖が生まれる社会を目指す。住みよい地域社会づくりのため、住民同士が互いに協力できるように支援を行い、地域活動の促進を目指す。個性溢れる魅力あるまちづくりを目指す。 | 市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援する。<br>日常的な交流の場として気軽に立ち寄りやすい地域のコミュニティ拠点の設立支援や可視化を進める。<br>行政の事業を法人・各団体等が行うことで、NPO活動等を活性化させ、より効果的・効率的な事業を展開する。<br>市民活動情報の提供基盤を整備することで、市民協働推進を図るための広報活動を実施する。<br>※行政改革アクションプラン「67つくば市市民協働ガイドラインによる市民協働の推進」、「75つくば市民活動のひろばの活用」該当 | 行政と市民活動団体が連携・協働を図りながら、協働事業の支援を行うことで、地域活動の促進に寄与することができた。                                                                                                |
| 19   | 156  | 市民活動センター管理運営事業    | 市民部市民活動課 | 指定管理者制度を活用しながら、管理・運営を行い、市民による公益的な活動を支援する。                                                | 市民活動を行うために必要な機能の提供（会議室、印刷機、パソコンの貸出し等）<br>市民活動団体等の活動情報の収集、市民活動に関する相談等の実施                                                                                                                                                                                                | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、指定管理者制度に基づいた事業計画書とおりの実施とはいかなかったものの、実施できた講座・事業は適切に運営され、市民協働の推進に寄与することができた。                                                            |
| 20   | 157  | アイラブつくばまちづくり補助金事務 | 市民部市民活動課 | 個性豊かで活力あるまちづくりの実現を目指すため、市民主体の公益的な活動を応援する。                                                | アイラブつくばまちづくり寄附基金を活用し、年3回の募集期限を設け、補助金を希望する団体の実施予定の事業に対して、ヒアリング審査を実施の上、可否を決定する。<br>事業実施後に実績報告により採択事業の評価を行う。<br>※行政改革アクションプラン「74市民等の自発的で公益的な活動への支援」該当                                                                                                                     | アイラブつくばまちづくり寄附基金を有効活用し、市民団体等が自主的に提案された事業に対し、補助金を交付するとともに、担当部署の協力により、協働関係の構築と公益的な市民活動支援を図ることができた。                                                       |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名         | 課名         | 事業の目的                                                                        | 事業の概要                                                                                                                                                                   | 成果                                                                                                                                                                                    |
|------|------|---------------|------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21   | 158  | 多文化共生推進事業     | 市民部国際交流室   | つくば国際交流協会等と連携し、多文化共生を推進する事業を行うとともに、つくば市グローバル化基本指針を策定し、国際意識の啓発と多文化共生社会の形成を図る。 | 第2次つくば市グローバル化基本指針の策定<br>青少年の国際感覚を醸成するために国際理解講座を実施<br>国籍を越えた市民交流を推進するためのイベント等の開催<br>外国にルーツを持つ子どもたちの日本語支援<br>外国人住民が日本語を話したり、日本文化に触れることができるイベントの開催                         | 第2次つくば市グローバル化基本指針策定準備（市民委員選定等）<br>市内公立小学校向け国際理解講座の実施：市内13校で31講座を実施。<br>1192名参加オンラインを活用した国際交流協会主催事業：延べ1294名参加（大人向け日本語講座：16名、子ども向け日本語講座及び進学相談会：延べ61名、世界お茶のみ話：全5回延べ49名、YouTube再生回数1168回） |
| 22   | 159  | 外国人生活支援事業     | 市民部国際交流室   | 言語や社会制度の違いから生じる不便・不安を軽減し、外国人住民の生活を支援する。                                      | 外国人相談窓口の運営及び来庁した外国人の通訳・案内<br>市が発行する文書や冊子等の翻訳<br>留学生交流員を委嘱し、8か国語の外国語広報紙を発行<br>4言語の多言語ホームページでの情報発信                                                                        | 外国人相談窓口相談件数計：576件（令和3年3月末現在）英443件、中91件、日本語10件、その他32件<br>庁内文書の翻訳件数：合計133件（英語97件、中国語23件、韓国語3件、その他言語10件）<br>多言語広報紙（8言語）発行計：年4回で約12,000部                                                  |
| 23   | 160  | 国際化教育支援事業     | 市民部国際交流室   | 市の国際化教育の環境の充実を図るとともに、外国の優秀な研究者の招致を容易にする。                                     | 国際基準の認定を受けている市内の各種学校（日本において学校教育法に基づいて、「学校教育法の第1条に規定される学校」以外で、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設のこと）を支援する。<br>国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の認定を受けた学校の当該教育プログラムの取得・維持に係る経費に対し、補助金を支出する。 | 国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の教育プログラム事業の継続に資することができ、市の国際化教育の環境の充実を図ることに寄与した。                                                                                                                    |
| 24   | 161  | 姉妹・友好都市交流事業   | 市民部国際交流室   | 教育や文化、経済交流など、姉妹・友好都市を含む海外都市との交流を推進することで、つくば市の特性をいかした事業展開を図る。                 | 教育、文化、経済面での交流<br>訪問団の派遣、受入れ<br>相互の行政視察実施<br>市が携わる国際交流事業に係る調整及び通訳                                                                                                        | 深セン市：サージカルマスク80,000枚の寄附受領4/24、<br>ハイテクウェア参加（オンライン）11/11-15<br>アーバイン市：市長同士のオンライン会談実施3/5<br>韓国大田市：大田市庁舎へ展示するため、つくば市の写真提供                                                                |
| 25   | 162  | 女性のための相談室運営事業 | 市民部男女共同参画室 | 女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行う。        | 相談することで相談者自身が抱えている問題の原因に気づき、自立に向けた準備や自分自身と向き合う機会を提供するための、相談事業を行う。                                                                                                       | 相談者からの様々な相談に対し、相談者が主体的に考え行動に移すことができるよう、ニーズに即した傾聴・情報提供等の対応をすることにより、問題解決の一助となった。<br>相談件数：延べ477件                                                                                         |
| 26   | 163  | 男女共同参画会議開催事業  | 市民部男女共同参画室 | 男女共同参画意識の幅広い啓発と市民の交流促進を図り、男女共同参画について理解を深める。                                  | 男女共同参画社会の形成に向けた啓発事業として、市民や男女共同参画に関する活動等をしている団体が参加し、それぞれの活動を紹介したパネル展示や活動状況紹介を行う。<br>参加者も交えて活発な情報交換・交流が図られるよう、誰もが参加しやすい交流の場を提供する。                                         | 新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止。<br>男女共同参画社会について考えるきっかけとして、男女共同参画標語「愛ことば」を募集したところ、870件の応募があった。                                                                                                   |
| 27   | 164  | 男女共同参画セミナー事業  | 市民部男女共同参画室 | 男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高める。                                               | 男女の地域リーダーの育成、女性のエンパワーメント、キャリアアップ、子育てなどを目的として、毎年定期的に様々なセミナーを実施する。                                                                                                        | 女性活躍や男性の家事育児促進、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにして、計6回のセミナーを実施した。セミナーを開催することで、男女共同参画に関する意識の向上、必要な知識や技能を学ぶことができた。<br>参加者数：延べ129名（平均22名/回）参加者アンケート実施：満足度92%                                            |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                            | 課名          | 事業の目的                                                      | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 成果                                                                                                                                                                 |
|------|------|----------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28   | 167  | 人権啓発推進支援事業                       | 市民部地域改善対策室  | 差別のない地域社会を創出する。（人権・同和問題の早期解決を図る。）                          | 部落の完全解放と基本的人権の確立のため、人権・同和問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を推進する民間運動団体で、かつ茨城県が対応している団体（市内4支部）を支援し、人権・同和問題の早期解決と差別意識の解消を図る。                                                                                                                                                                               | 民間運動団体は、部落差別の解消を図るべく自主的に活動する団体であり、同和問題の解決に貢献し、多くの成果をもたらしてきている。行政が実施困難な同和関係者の自立に向けた支援や相談、教育、啓発等を行い、効果は着実に表れてきている。                                                   |
| 29   | 168  | 人権啓発推進事業                         | 市民部地域改善対策室  | 差別のない地域社会を創出し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図るため（人権・同和問題の早期解決を図るため） | 市職員等への同和問題研修等の実施により、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を図るための啓発活動を推進する。<br>国・県・市町村及び民間運動団体の実施する研修会・講演会等に職員を積極的に派遣し、人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の醸成と高揚を図る。                                                                                                                                                     | 研修会・講演会等への参加により、職員の人権意識の醸成と高揚が図られ、同和問題に対する理解・認識が高まった。参加職員等を中心に同和問題の正しい理解と認識を広める啓発活動が推進された。また、広域隣保相談の実施により、関係地域住民の問題解決のための支援を行い、生活環境等の安定向上に寄与した。                    |
| 30   | 169  | 消費生活相談事業                         | 市民部消費生活センター | 消費者被害の未然防止等を図り、消費者の安全・安心の確保に寄与する。                          | ・消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、専門の知識を有する消費生活相談員による、消費生活に関する相談や多重債務相談を実施する。<br>・年々多様化・複雑化する消費者トラブル等に対し、適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員が相談現場に直結する情報や知識を習得できる研修機会を確保する。                                                                                                                                      | 消費者からの苦情相談等に対し、助言・あっせん等を行い、消費者トラブルの解決に寄与することができた。<br>消費生活相談員の積極的な研修受講により相談対応、問題解決へのレベルアップを図ることができた。<br>多重債務者対策として、早期発見による問題解決のため、関係部局に協力依頼し、連携を図った。                |
| 31   | 170  | 消費者教育・啓発推進事業                     | 市民部消費生活センター | 消費者被害の未然防止等を図り、消費者の安全・安心の確保に寄与する。                          | ・消費者被害の未然防止やトラブルに対応できる消費者力をつけるための出前講座を実施する。<br>・消費生活に関する悪質商法やトラブルの多い相談事例などをホームページや広報紙で情報発信し、パネル展等による啓発活動を実施する。<br>・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、該当製品を販売する事業者に対し立入検査を実施し、法律の見識向上や違反製品の販売防止を図る。                                                                                                    | 出前講座や教育用冊子の配布、広報誌、ホームページによる情報発信など、幅広い年代層に向けた消費者教育・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止、安全の確保に寄与することができた。<br>製品安全4法等に基づく立入検査により、事業者に対して、法律の見識向上、違反製品の販売防止を図り、消費者の身体等の危害防止に寄与することができた。 |
| 32   | 171  | 計量法事務事業                          | 市民部消費生活センター | 消費者の利益を保護し、経済の発展及び文化の向上に寄与する。                              | ・【特定計量器定期検査】取引や証明に使用する特定計量器（はかり）は、2年に一度の定期検査が義務付けられており、市内を2地区に分け、隔年毎に集合検査方式により、特定計量器の検定証印等の確認及び外観、性能、器差検査を実施する。<br>・【燃料油メーター立入検査】燃料油メーターの検定証印、有効期間、設置状況等の確認を行う。<br>・【商品量目立入検査】計量販売している特定商品（食肉・魚介類・野菜等の食料品など）の表記、内容量公差、特定計量器の使用状況等の確認を行う。<br>・パネル展等による啓発活動を実施する。・全国計量行政会議へ参加し、都市相互間の連携を図る。 | 取引や証明に使用する特定計量器の定期検査及び燃料油メーターの立入検査を実施し、適正な計量が確保され、消費者の利益保護を図ることができた。                                                                                               |
| 33   | 172  | （一社）つくば市スポーツ協会等補助（旧：つくば市体育協会等補助） | 市民部スポーツ振興課  | 市民のスポーツ活動や交流を促進させる団体の組織基盤を強化し、地域のスポーツ活動を推進する。              | スポーツレクリエーション活動を展開する（一社）つくば市スポーツ協会（旧つくば市体育協会）及びつくば市レクリエーション協会に補助金を交付し、活動を支援する。                                                                                                                                                                                                             | 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で各団体が行う地域や市民のスポーツ、レクリエーション活動が中止となった。また、法人として適正な事務執行や経理処理が行えるよう、定期的に運営状況を確認し、助言等を行うとともに、法人経営の安定化に資する支援策について協議を行った。更に、自動販売機の売り上げ等、自主財源の確保ができた。   |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                             | 課名         | 事業の目的                                                                      | 事業の概要                                                                                                                                  | 成果                                                                                                                                                                                          |
|------|------|-----------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 34   | 174  | スポーツ推進委員協議会                       | 市民部スポーツ振興課 | 市が開催するイベント等において企画、助言、協力をし、また市民に対し実技指導を行い、つくば市の体育振興に貢献する。                   | スポーツ推進委員を委嘱し、市主催の事業へ参加協力していただくとともに、全国、関東、県、県南の各協議会へ参加協力していただく。                                                                         | 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していたスポーツイベント等が中止となった。                                                                                                                                                |
| 35   | 175  | スポーツ推進審議会事業                       | 市民部スポーツ振興課 | つくば市長の諮問機関として、有識者及びスポーツ専門家の立場から、つくば市のスポーツ推進に関する施策について意見を求め、提言、助言を施策の参考にする。 | つくば市が実施するスポーツ推進の施策について意見を求め、提言、助言を施策の参考にする。                                                                                            | スポーツの振興や推進計画進行管理等について意見や助言を伺うことができた。                                                                                                                                                        |
| 36   | 176  | スポーツ教室開催事業                        | 市民部スポーツ振興課 | 市民のスポーツ振興の啓発、市民が交流できる環境の提供及び市民の健康づくり                                       | スポーツ教室を開催する。<br>開催にあたっては、広報紙、つくば市ホームページ、Facebook等で広く周知・募集を行う。                                                                          | 当初12教室の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、7教室を中止とし、市内等の感染症拡大状況を勘案して5教室を開催した。                                                                                                                   |
| 37   | 177  | 各種スポーツ大会開催事業                      | 市民部スポーツ振興課 | スポーツに対する意識の高揚を図るとともに、つくば市のPRに努め、スポーツでつながるまちづくりに寄与する。                       | 【つくばマラソン】42.195kmの部、10kmの部を開催<br>【その他の大会】<br>市長杯サッカー（U18）、健康マラソン（2、3、5km）、ウォークラリー（グループ歩行）、つくばスポーツフェスティバル、荒川区交流野球（少年野球）等の各種スポーツ大会を開催する。 | 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた大会及びイベントは全て中止となった。                                                                                                                                                |
| 38   | 178  | 体育施設維持管理事業（グラウンド・テニスコート・柔剣道場・体育館） | 市民部スポーツ振興課 | 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康増進を図れるように体育施設の維持管理を行うことを目的とする。                            | 体育施設17施設（体育館7、テニスコート2、野球場2、サッカー場1、ソフトボール場1、多目的広場3、柔剣道場1）の維持管理を行う。                                                                      | 桜総合体育館トイレ改修工事、吉沼体育館天井照明器具交換工事等を計画的に行うとともに、その他の施設についても安心・安全に使用できるよう、随時施設の修繕を実施した。<br>また、「スポーツ施設個別施設計画」を策定し、今後の施設改修の基礎となる計画を立てた。<br>新型コロナウイルス感染症の影響により、計80日間施設を休館した。                          |
| 39   | 179  | ウェルネスパーク管理事業                      | 市民部スポーツ振興課 | 指定管理者制度を導入し、民間業者の運営方法を活かした効率的な管理を行うとともに、施設の運営及び維持管理費等を軽減することを目的とする。        | つくばウェルネスパーク3施設（ヘルスプラザ、セキショウチャレンジスタジアム、スポーツフィールド）の維持管理を行う。<br>※行政改革アクションプラン「47有料広告事業（ネーミングライツ等）の推進」該当事業                                 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の休館等により利用者は減少したが、つくばウェルネスパーク利用ガイドラインを作成し、スタッフ、利用者の検温を行う等安全管理体制を整えた。施設の改修等については、不具合個所の修繕、露天風呂屋根等設置工事設計等を行い、「スポーツ施設個別施設計画」を基に今後の施設改修計画を立てた。新型コロナウイルス感染症の影響により、計80日間施設を休館した。 |
| 40   | 182  | 芸術文化公演事業                          | 市民部文化芸術課   | 市民が優れた文化芸術作品等に接する機会の拡充を図るとともに、創造性豊かな潤いある街づくりを目指す。                          | つくば文化振興財団と協定を締結し、共同主催により市内の文化施設等で音楽・演劇・芸能・美術等の幅広いジャンルの芸術文化事業を実施する。芸術性の高いクラシック公演に触れてもらうため、国内有数の音響効果を持つパホールを会場として、良質なプログラムを厳選して開催する。     | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施を予定していた公演の多くを延期もしくは中止したが、インターネットでの配信が可能となった企画については、SNS等を利用して撮影した公演動画の配信を行った。また、国の補助金を活用しアーカイブサイトの構築や、市内で活動するアーティストや文化芸術団体への支援として「つくば市オンラインによる文化芸術奨励事業」を実施した。         |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名                 | 課名       | 事業の目的                                                                          | 事業の概要                                                                                                                                               | 成果                                                                                                                                                                                           |
|------|------|-----------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 41   | 183  | 文化団体等育成支援事業           | 市民部文化芸術課 | つくば市内文化団体の育成・支援を図り、各団体の文化活動を活性化させる。                                            | 市民の文化活動の活性化を目指し、つくば市文化協会に対する事業費補助として補助金を交付し、主体的な活動を促進するよう支援する。                                                                                      | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、つくば市文化協会の事業の多くを中止した。<br>一部事業については、当初の計画通り実施されたが、使用しなかった補助金については、つくば市に返還した。                                                                                              |
| 42   | 184  | (公財)つくば文化振興財団支援事業     | 市民部文化芸術課 | 多彩な事業を担う公益財団法人つくば文化振興財団に対し財政支援を行うことで健全経営を図り、芸術文化振興事業を通し市民の豊かで魅力ある都市生活の向上に寄与する。 | 公益財団法人つくば文化振興財団への指導・助言のほか、財政的支援として行政補完型運営補助金の交付や市職員の派遣等を行う。                                                                                         | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、指定管理事業や芸術文化事業を遂行し、財団として一定の成果を示すことができた。                                                                                                                               |
| 43   | 185  | つくば市民文化祭開催事業          | 市民部文化芸術課 | 文化芸術活動への参加意欲の向上を図るとともに、文化芸術作品に触れる機会を提供することで、市民の文化芸術意識の高揚を図る。                   | 市内各地区の地域交流センター・体育館・市民ホール等を会場とした参加団体及び個人の作品展示やステージ発表のほか、音楽会、小中学校芸術展などを実施する。                                                                          | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実行委員会の協議を経て市民文化祭は中止となった。文化芸術活動の発表を行う機会を提供するため、人が集まらなくても実施可能な企画として、SNSに写真や動画をアップロードすることで「インターネット文化祭」として実施した。                                                             |
| 44   | 186  | メディア芸術振興事業            | 市民部文化芸術課 | 科学技術に対する親近感を醸成するとともに、新しい芸術表現の可能性を体感、創造し、つくばらしい文化芸術の振興に寄与する。                    | 市内大学、研究機関等と連携し、2事業を実施する。<br>つくばメディアアートフェスティバル<br>メディア芸術作品を市民に周知する一環としてつくば美術館にて作品の展示会を行う。<br>つくばショートムービーコンペティション<br>10分以内の映像作品を募集し、コンテストを実施する。       | メディアアートフェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し令和3年度に延期した。<br>ショートムービーコンペティションは、観客が密集することで感染リスクが高まるため、今年度はインターネット上で審査や投票、上映会を行い、感染防止策を講じた上で事業を実施することができた。                                            |
| 45   | 187  | ノバホール管理運営事業（指定管理者制度）  | 市民部文化芸術課 | 芸術文化振興の中核施設であるノバホールの適正な運営、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。                                  | 公益財団法人つくば文化振興財団を指定管理者として、施設管理業務及び貸館業務を行っている。指定管理者が自ら行う簡易的な修繕（税込10万円以下の小規模な修繕）を超える修繕については、市が直接工事発注し修繕を行い、適切な管理運営及び計画的な修繕を行う。                         | 指定管理者と定期的な報告や意見交換を実施、利用者のニーズや管理上の問題点などの情報を共有することで、管理状態を詳細に把握することができた。また、施設の不具合など緊急を要する場合には、随時連絡を取り合い、最善策をとれるよう両者で協議のうえ、迅速に対応した。                                                              |
| 46   | 188  | つくばカピオ管理運営事業（指定管理者制度） | 市民部文化芸術課 | 文化・スポーツ活動の中核施設であるつくばカピオの施設管理及び貸館業務において適正な運営を図るとともに、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。         | 公益財団法人つくば文化振興財団を指定管理者として、施設管理業務及び貸館業務を行っている。指定管理者が自ら行う簡易的な修繕（税込10万円以下の小規模な修繕）を超えるものについては、市が直接工事発注し修繕を行い、適切な管理運営及び計画的な修繕を行う。                         | 指定管理者との定期的な報告や意見交換を実施、利用者のニーズや管理上の問題点などの情報を共有することで、管理状態を詳細に把握することができた。また、施設の不具合など緊急を要する場合には、随時連絡を取り合い、最善策をとれるよう両者で協議のうえ、迅速に対応した。                                                             |
| 47   | 189  | 地域交流センター維持管理事業        | 市民部文化芸術課 | 市民の自主的な活動の促進を図り、豊かで活力のある地域社会の形成に資するため、様々な講座等を行う地域交流センターの維持管理と整備を行う。            | 市内17地域交流センターの利用者が、土日夜間を含め常に快適に利用できる環境を整えておく必要があるため、適切な管理運営を行う。また、利用者が常に使いやすい環境に整えておくため計画的に老朽箇所等の修繕工事等を行う。<br>※行政改革アクションプラン「83地域交流センター活動団体の情報提供」該当事業 | 新型コロナウイルス感染対策のため、利用ガイドラインや内部運営指針の整備を行い、利用者へこまめに周知を行った。また、施設の除菌等にも取り組み、安全で安心な利用環境を整えた。所長会議等がなかなか開催できない中、各交流センターとイントラ等を活用しこまめに連絡調整を行った。施設修繕については、優先順位をつけ実施するとともに、新型コロナウイルス感染対策のための改修も積極的に実施した。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名             | 課名         | 事業の目的                                                                                 | 事業の概要                                                                                                                            | 成果                                                                                                                                                                       |
|------|------|-------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 48   | 190  | 地域交流センター主催行事      | 市民部文化芸術課   | 市民への学習機会の提供による生涯学習の実現                                                                 | 各地域交流センターにおいて、前期と後期に分けて市民ニーズに応じた講座等を企画し、参加募集を行う。応募者多数の場合は抽選の上、受講者を決定して講座を実施する。<br>地域交流の拠点となるたまり場としての機能を充実させ、親子サークルや地域団体の活動を支援する。 | 新型コロナウイルスが感染拡大する中、前期講座はすべて中止としたが、後期講座においては、感染対策を講じながら夜間や土日の開催講座を企画し、利用者のニーズにこたえるものを提供した。                                                                                 |
| 49   | 191  | 市民ホール管理事業         | 市民部文化芸術課   | 市民の文化の振興及び教養の向上を図り、市民福祉の増進に資するため、各種講演会や演奏会などに利用される、市内4か所ある市民ホールの維持管理を行う。              | 市内4か所の市民ホール利用者が常に快適に利用できる環境を整えておく必要があるため、適切な管理運営を行う。また、利用者が常に使いやすい環境を整えておくため計画的に老朽箇所等の修繕工事を行う。                                   | 新型コロナウイルス感染対策のため、利用ガイドラインや内部運営指針の整備を行い、利用者へこまめに周知を行うとともにホールを利用する主催者との調整も適宜行った。また、施設の除菌等にも取り組み安全で安心な利用環境を整えた。施設修繕については、優先順位をつけ実施するとともに、新型コロナウイルス感染対策のための改修も積極的に実施した。      |
| 50   | 192  | ふれあいプラザ指定管理者事業    | 市民部文化芸術課   | 市民の活動及び交流の場であるふれあいプラザの施設管理及び貸館業務において、適切な運営を図るとともに、継続的に施設整備（修繕）を行い、利用者の利便性向上と安全の確保を図る。 | 利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の運営を指定管理者に委託し、適切な維持管理、施設の特性を生かした自主事業の実施など、民間活力を用いた施設運営を行う。                                                   | 新型コロナウイルス感染対策のため、指定管理者と協議しながら利用ガイドライン等の整備を行い、利用者こまめに周知した。また、指定管理者によりサーマルカメラ導入、施設除菌、換気徹底、二酸化炭素濃度センサー導入等に積極的に取り組んだ。施設修繕は、優先順位を付け適正に実施した。                                   |
| 51   | 193  | 働く婦人の家維持管理事業      | 市民部働く婦人の家  | つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性とその支援者のための福祉増進を図る。                                                | つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性などの休養・レクリエーションの場と機会を提供する施設の維持管理。                                                                             | 今年度工事で、下水道接続工事と軽運動室照明取替工事を施工した。また、屋根・外壁改修工事の設計を行い来年度の大規模な改修につなげることができ、利用者により快適な機会を提供することができる。                                                                            |
| 52   | 194  | 働く婦人の家自主企画事業      | 市民部働く婦人の家  | つくば市の女子勤労者及び勤労者家庭の女性とその支援者のための福祉増進を図る。                                                | 市民への学習機会の提供のため、市民ニーズに応じた講座等を企画し、参加募集を行う。応募者多数の場合は、抽選のうえ受講者を決定して講座を実施する。                                                          | 広報誌のほか、ホームページや交流センターへのチラシの配布を実施し、つくば市全体に応募が増えた。                                                                                                                          |
| 53   | 1006 | 男女共同参画社会推進事業      | 市民部男女共同参画室 | 市民と事業者、行政が協働で、より一層の男女共同参画の推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指す。                                      | つくば市男女共同参画推進基本計画を策定し、施策の実施状況や実施予定等について、毎年、年次報告書を作成し公表する。<br>男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情等を処理し、男女共同参画社会の実現を目指す。              | 計画管理については、審議会を通して指標の見直しや、施策の展開の仕方について意見交換したことにより、男女共同参画の施策の推進を図ることができた。苦情処理については、処理事項はなかった。                                                                              |
| 54   | 1019 | スポーツ推進計画の実施に向けた取組 | 市民部スポーツ振興課 | 「子ども」「高齢者」「障害者」「成人」すべての市民が、いつでも、どこでも、体力や年齢、適性や健康状態、興味や目的に応じて、スポーツをすることができる。           | つくば市スポーツ推進計画の「施策の推進のために取り組む事項」の実現を目指すため、様々な取組（陸上競技場の整備検討、障害者のためのスポーツの推進に関する事業、ランニングなどの普及啓発と環境整備等）を実施する。                          | 陸上競技場の整備検討については、基本構想を策定するために、5回の検討会議を開催し、つくば市の競技場の在り方や基本方針等検討し、方向性を示すことができた。また、障害者スポーツの推進に関しては、車いすバドミントン体験&障スポサポーター養成講座を開催することができた。ランニングマップについては、公共施設等に配置し、広く周知することができた。 |